

教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の一部改正について

教職員が児童生徒に対して、わいせつ行為等を行うことは、児童生徒や保護者のみならず、東京都の教育に対する都民からの信頼を裏切る行為であり、社会に与える影響も重大であることから、東京都教育委員会においては、このような行為について決して許されないものとして、特に厳しい姿勢で臨んできた。

折しも、令和4年4月1日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）が施行され、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことを明確に禁じる規定が置かれ、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは、全て法律違反となることとされた。

このことを踏まえ、児童生徒性暴力等に該当する行為を教職員の主な非行に対する標準的な処分量定に明記するとともに、性暴力やセクシュアル・ハラスメントに係る行為及び処分量定を整理した。

1 改正の内容

(1) 前文について

教職員の職責の重要性について自覚を促すこと及び服務規律の徹底を図ることを目的とすることに修正

(2) 児童生徒性暴力等について

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第2条第3項に示された行為及び同行為を行った場合の処分量定を明記

(3) 内部通報及び告発について

児童生徒性暴力等に係る事案で犯罪の疑いがあると思われるときは、所管警察署に相談あるいは通報を行うこととするを明記

(4) SNS等を利用した私的なやり取りについて

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について（通知）」（令和4年3月18日付3文科教第1351号）を受けて新設

(5) その他

文言の整理をするとともに、刑法、条例等に違反した場合の処分量定を明記

2 施行日

令和5年4月1日

3 公表方法

(1) 東京都教育委員会のホームページにおいて公表

(2) 全都立学校教員に電子メールで配信

(3) 各区市町村教育委員会を通して、都内全公立学校教員に周知